

第6 地域福祉の推進等について

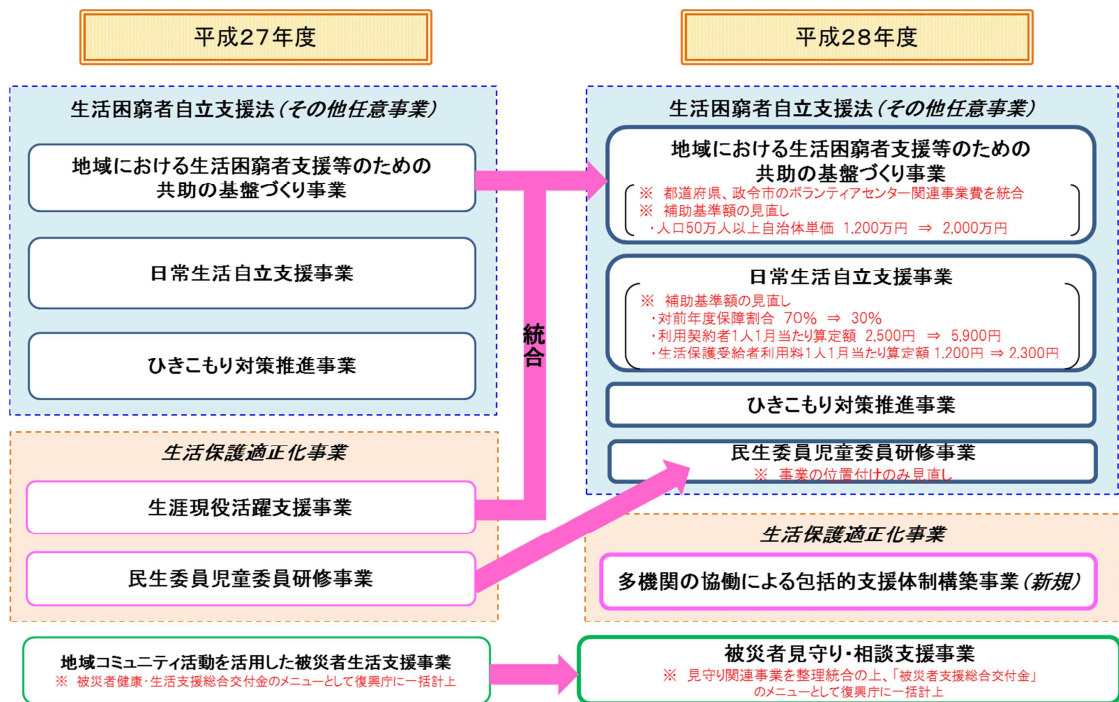
1 地域福祉の推進について（地域福祉課）

(1) 平成28年度における地域福祉関係事業について

地域福祉関係事業については、平成27年度予算において、生活困窮者自立支援法に基づく新たな制度（以下「新制度」という。）の施行を踏まえ、新制度を中心とした予算体系へと再編を行ったところである。

平成28年度においても、引き続きこうした予算体系を前提としつつ、以下のような見直しを行った上で、地域福祉の取組を支援していくこととしているので、各自治体におかれては、こうした見直し内容について御了知の上、引き続き地域福祉の取組の積極的な推進にご協力をお願いしたい。

(参考) 平成28年度における地域福祉関係事業について



(2) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の平成28年度国庫補助基準額について

平成28年度における「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり

事業」については、補助メニューの簡素化を図る観点から、「生涯現役活躍支援事業」を統合し、従来、生涯現役活躍支援事業で対象としていた都道府県・政令市のボランティアセンター関連事業を新たに本事業の対象とすることとしている。

これに併せて、平成 28 年度における国庫補助基準額については、これを勘案し、以下のとおり見直しを行う。

各自治体におかれては、新制度に基づく法定事業による専門的な支援と、本事業によるインフォーマルな支援を組み合わせるにより、地域における重層的な支援体制が構築されるよう、本事業の積極的なご活用をお願いしたい。

また、本事業は、福祉事務所を設置していない町村も実施可能とすることとしていることから、新制度に基づく法定事業とも連携を図りつつ、特に策定率が低い町村部における地域福祉計画の策定を後押しする上でも、本事業を活用し、地域福祉の取組の推進を図られたい。

(参考) 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の国庫補助基準額 (案)

人口区分	補助基準額 (案)
人口 50 万人以上	1 自治体当たり 20,000 千円
人口 30 万人以上 50 万人未満	1 自治体当たり 10,000 千円
人口 10 万人以上 30 万人未満	1 自治体当たり 8,000 千円
人口 5 万人以上 10 万人未満	1 自治体当たり 6,000 千円
人口 5 万人未満	1 自治体当たり 4,000 千円

(3) 「日常生活自立支援事業」の平成 28 年度国庫補助基準額について

平成 28 年度における「日常生活自立支援事業」については、本年度に引き続き激変緩和措置を講じることとし、27 年度国庫補助基本額等を基に算定した保障額に加え、利用契約者 1 人当たりの事業費等に手厚く財源を振り分けることとし、具体的には、以下のとおり見直しを行う。

各自治体におかれては、本事業の実施状況を踏まえつつ、必要な事業費の確保に

特段のご配慮を賜りたい。

なお、厚生労働省においては、本事業のより効果的・効率的な実施や、今後増加するニーズへの対応などの要請が高いことを踏まえ、来年度以降、本事業の将来的なあり方について検討を行っていくこととしている。

(参考) 「日常生活自立支援事業」の国庫補助基準額(案)

	国庫補助基準額(案)
激変緩和措置	<u>平成26年度国庫補助基本額の30%</u> 又は <u>平成27年度国庫補助基本額の30%</u> のいずれか高い方
利用契約者1人・1月当たりの算定額 (専門員の人件費等の一部相当)	<u>5,900円</u>
生活保護受給者に係るサービス利用料 1人・1月当たりの算定額 (生活支援員の人件費等の一部相当)	<u>2,300円</u>

- ※ 本事業の補助率は1/2であるため、上記補助基準額と、各自治体の所要額とを比較して、いずれか低い方の金額の1/2が国庫補助額となる。
- ※ 補助基準額は、補助金交付段階において配分を行う際のメルクマールであり、各都道府県等の事業実施(支出)段階において、上記の単価に拘束されるものではない。
- ※ 利用者1人・1月当たり事業費は、当該年度における実績ではなく、前年度実績を踏まえた推計数による概算払いとする。実績報告段階において推計数に変動が生じた場合であっても、実際の支出経費が基準額を下回っていない限り、補助金の返還は要しない。

(4) 東日本大震災の被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災の被災者に対する見守り等の支援については、本年度においては、復興庁所管の「被災者健康・生活支援総合交付金」のメニューとして、「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」を実施してきたところである。

仮設住宅等における避難生活の長期化等の状況を踏まえると、被災者の見守りやコミュニティ形成等に係る支援は引き続き重要であることから、平成28年度においては、「被災者支援総合交付金」(「被災者健康・生活支援総合交付金」から名称変

更)のメニューとして「被災者見守り・相談支援事業」を位置づけ、地域支え合い体制づくり事業や震災等対応雇用支援事業など、これまでの見守り・相談支援関連予算の一元化を図りつつ、より効率的な被災者への見守り・相談支援体制の構築に向けた取組を支援していくこととしている。

各自治体におかれては、仮設住宅等における避難生活が長期化する中で、被災者の方々の抱える課題も多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活にあっても安心した生活が確保されるよう、本事業を積極的に活用いただくとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、復興庁による「被災者支援総合事業」などの関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、総合的な被災者支援体制の構築に向けた取組を進めていただきたい。

(参考)「被災者見守り・相談支援事業」の概要

被災者見守り・相談支援事業

平成28年度予算額案：復興庁所管「被災者支援総合交付金」220億円の内数

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、地域支え合い体制づくり事業や震災等対応雇用支援事業など、これまでの見守り・相談支援関連予算の一元化を図った上で、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行うことを通じて、より効率的な被災者に対する見守り・相談支援体制を構築する。
- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

